



岐阜市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 9 月 29 日

岐 阜 市 長

柴 橋 正 直

岐阜市条例第 35 号

岐阜市印鑑条例の一部を改正する条例

岐阜市印鑑条例（昭和51年岐阜市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(印鑑登録証明書の申請及び交付) 第10条 （略） 2 （略） 3 前項第1号に規定する書面による申請は、次の各号に掲げる申請をする者の区分に応じ、当該各号に掲げるものを添えて行わなければならない。 (1) 印鑑の登録を受けている者 印鑑登録証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する <u>個人番号カード</u> をいう。以下同じ。）、 <u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書</u>	(印鑑登録証明書の申請及び交付) 第10条 （略） 2 （略） 3 前項第1号に規定する書面による申請は、次の各号に掲げる申請をする者の区分に応じ、当該各号に掲げるものを添えて行わなければならない。 (1) 印鑑の登録を受けている者 印鑑登録証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する <u>個人番号カード</u> であって、 <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。）を記録したものに限る。以下同じ。）</u>

をいう。以下同じ。)(いずれも電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。))第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。))を記録したものに限る。以下同じ。)

(2) (略)

- 4 交付端末機による申請は、印鑑の登録を受けている者が個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を利用し、暗証番号(公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。以下同じ。))を入力する方法又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書(以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。))を記録したものに限る。以下同じ。))を利用し、暗証番号を入力する方法若しくはこれに代わる認証を行う方法により行わなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。

(2) (略)

- 4 交付端末機による申請は、印鑑の登録を受けている者が個人番号カードを利用し、暗証番号(公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。以下同じ。))を入力する方法又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書(以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。))を記録したものに限る。以下同じ。))を利用し、暗証番号を入力する方法若しくはこれに代わる認証を行う方法により行わなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。

(1) (略) (2) 個人番号カード、<u>特定在留カード</u>若しくは<u>特定特別永住者証明書</u>を添えた、又は利用した申請 個人番号カード用利用者証明用電子証明書が有効であること及び有効な暗証番号が入力されたことの確認並びに印鑑登録原票の登録事項との照合 (3) (略)	(1) (略) (2) 個人番号カードを添えた、又は利用した申請 個人番号カード用利用者証明用電子証明書が有効であること及び有効な暗証番号が入力されたことの確認並びに印鑑登録原票の登録事項との照合 (3) (略)
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。